

第67回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

資料

令和5年1月27日

大阪市環境局

目次

報告事項

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 現行処理基本計画について | P 1 - 4 |
| 2 令和3年度ごみ量 | P 5 - 7 |
| 3 ごみ減量の進捗状況 | P 8 |
| 4 ごみの組成の変化 | P 9 - 10 |
| 5 これまでの取り組み状況 | P 11 - 13 |

議題

- | | |
|--------------------|-----------|
| 6 更なるごみ減量施策の推進について | P 14 - 20 |
|--------------------|-----------|

(参考資料)

- | | |
|---------------|-----------|
| 経済的手法を用いた減量施策 | P 21 - 23 |
|---------------|-----------|

1 現行処理基本計画について（計画目標）

令和7年度（2025年度）の年間ごみ処理量：84万トン

計画面量

◎令和7年度までに・・・

【ごみ排出量】

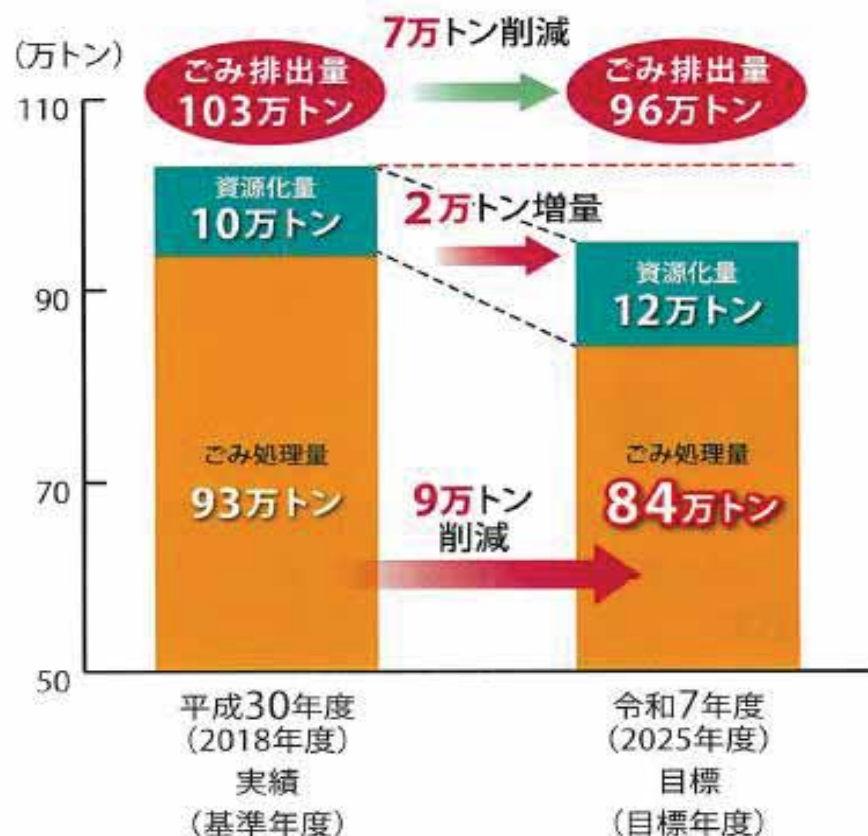
7万トン削減し、96万トンとします。

【資源化量】（大阪市資源化量及び資源集団回収量）

2万トン増量し、12万トンとします。

【ごみ処理量】（焼却量）

9万トン削減し、84万トンとします。



1 現行処理基本計画について（分野別目標）

プラスチックごみ削減目標 （おおさかプラスチックごみゼロ宣言）



令和7年度（2025年度）までに

- 1 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制（リデュース）する。
（平成17年度(2005年度)比）
- 2 容器包装プラスチックの60%を資源化（リサイクル）する。
- 3 ペットボトルを100%資源化（リサイクル）する。
- 4 残りのプラスチックごみについては引き続き削減・資源化を進めるが、熱回収を含め100%プラスチックごみの有効利用を図る。

※削減対象＝大阪市が収集するプラスチックごみ

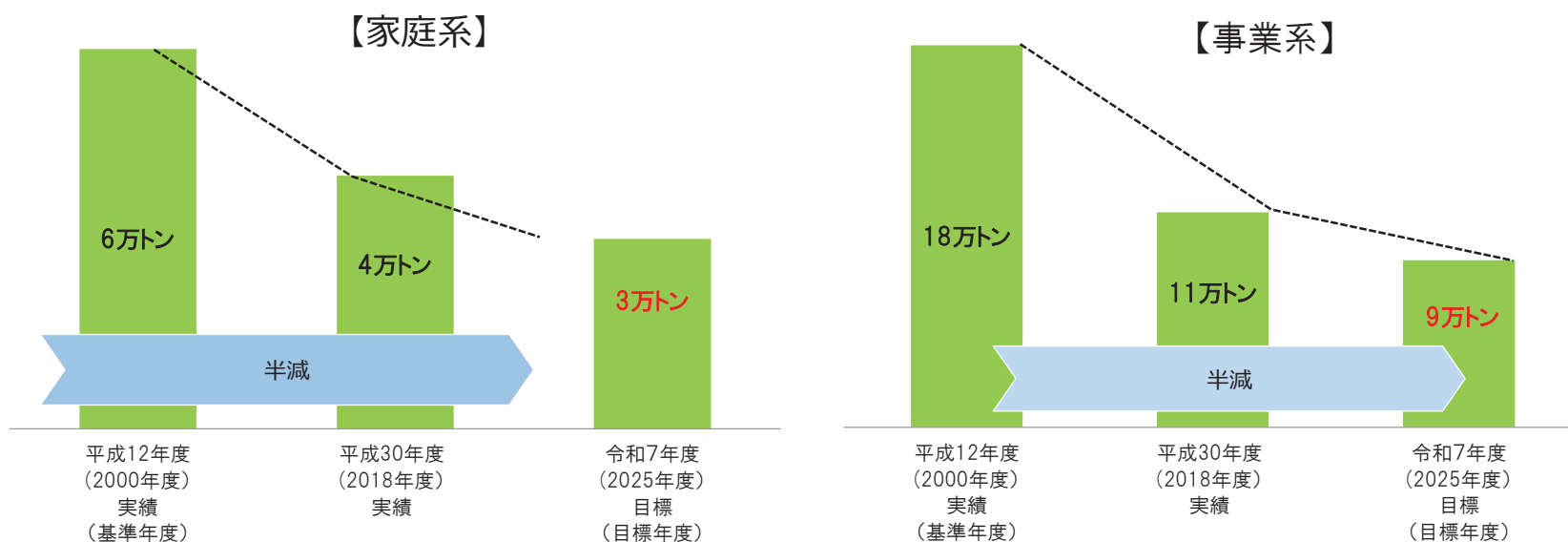
主な施策	
「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画の策定	「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を着実に進める事業計画を策定
大阪エコバッグ運動	急な買い物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する運動を展開
新たなペットボトル回収	使用済ペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収

1 現行処理基本計画について（分野別目標）

食品ロス削減目標



令和7年度（2025年度）までに平成12年度(2000年度)比で半減



主な施策

フードドライブ

余っている食品を持ち寄り、社会福祉施設等に寄付する活動の展開

食べ残しゼロ推進店舗登録制度

食べ残し削減等の啓発活動に取り組む大阪市内の飲食店などを登録・紹介

1 現行処理基本計画について（基本方針と具体的施策）

基本方針 1 2Rを優先した取組の推進

主な取組

1-(1) 分かりやすい情報提供と環境教育・普及啓発

- 大阪市独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育、地域の中での普及啓発
- 区ごとのごみ減量目標の設定と地域の特性を考慮したごみ減量の取組
- 分別排出率が低い「容器包装プラスチック」「その他の紙」などについてきめ細かな周知
- コミュニティ回収の実施について積極的な働きかけ
- 環境事業センターによる普及啓発（区役所等における啓発相談コーナーの設置等）
- 業種ごとの具体的な事業系ごみ減量の効果的な取組方法についての普及啓発 など

1-(2) 生ごみの減量(食品ロス削減)

■ 家庭から排出される生ごみの減量(食品ロス削減)

- 賞味期限についての正しい理解の促進
- 廃棄量を記録する手法を用いた「食品ロスダイアリー」など大学と連携した取組推進
- 余った食品を持ち寄り、社会福祉施設等へ譲渡する「フードドライブ」活動の展開

■ 事業所から排出される生ごみの減量(食品ロス削減)

- 食品関連事業者など業界団体等への働きかけや支援
- 「大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度」の普及啓発 など

1-(3) 市民・事業者・行政による取組の推進

- エコバッグ携帯を呼びかける「大阪エコバッグ運動」等使い捨てプラスチック削減推進
- 事業者と連携したマイボトル持参運動の展開 など

基本方針 2 分別・リサイクルの推進

主な取組

2-(1) 家庭系ごみ対策

- 資源集団回収活動の活性化やコミュニティ回収の拡大等によるリサイクルの促進
- 地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステムによる資源循環の推進
- 古紙・衣類の持ち去り行為根絶の取組 など

2-(2) 事業系ごみ対策

- 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と表彰の実施
- 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進
（焼却工場における展開検査や排出実態調査に基づく事業所への啓発・指導）
- 特区民泊事業所及び住宅宿泊事業所の廃棄物状況確認 など

基本方針 3 環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

主な取組

3-(1) 環境に配慮した適正処理の推進

- 焼却するごみの減量や収集車両へのエコカーの使用等による、温室効果ガス排出量の削減 など

3-(2) ごみ処理事業の一層の効率化と安全かつ安定した体制の整備

- 家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託拡大や環境事業センター配置の適正化（統廃合）
- 継続的で円滑な廃棄物処理事業を担保するための運営手法の検討 など

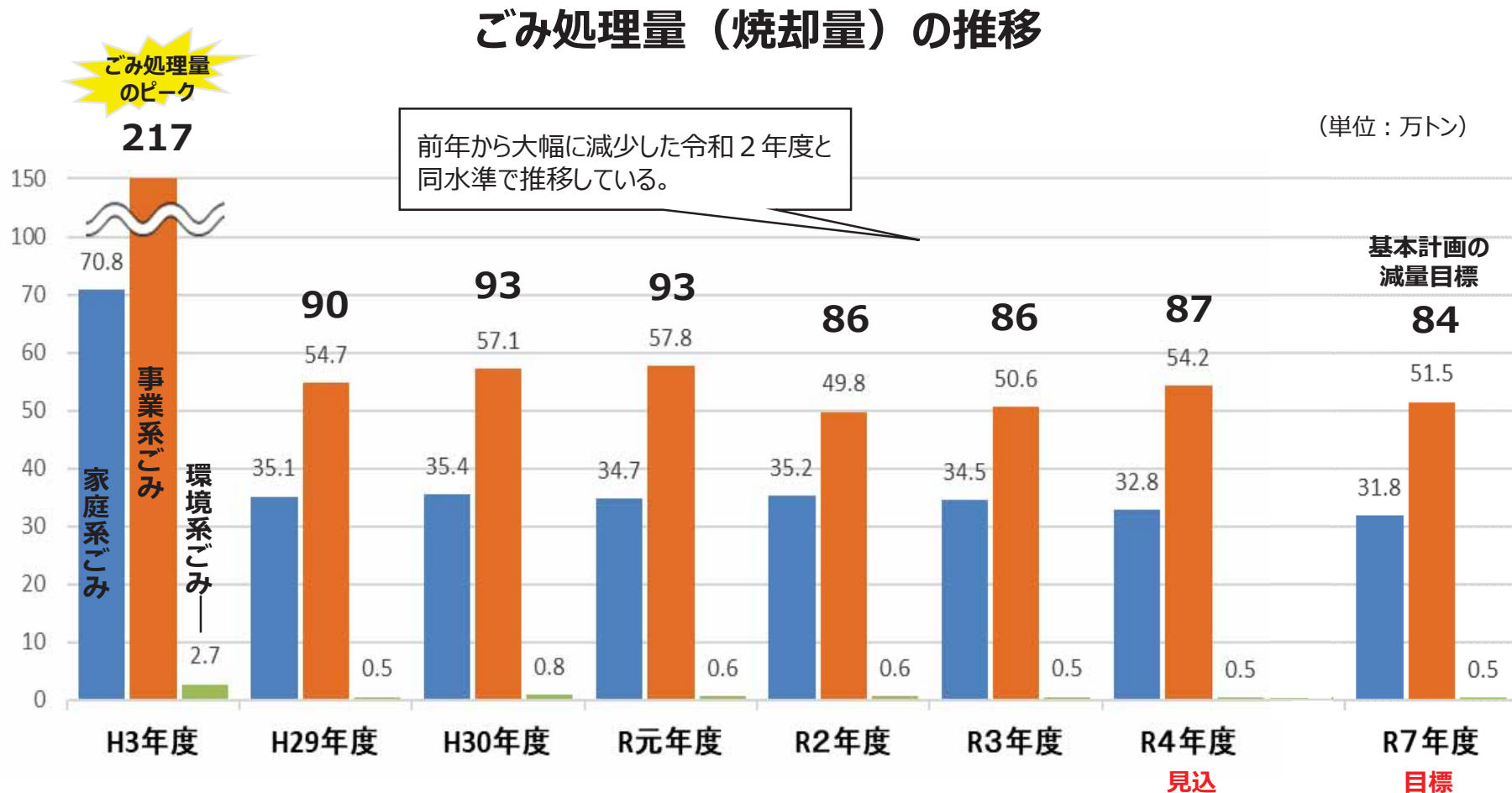
3-(3) 3Rや適正処理の推進に係る検討

- 各種施策の効果検証と経済的手法を用いた減量施策の導入についての検討 など

3-(4) 国際協力の推進

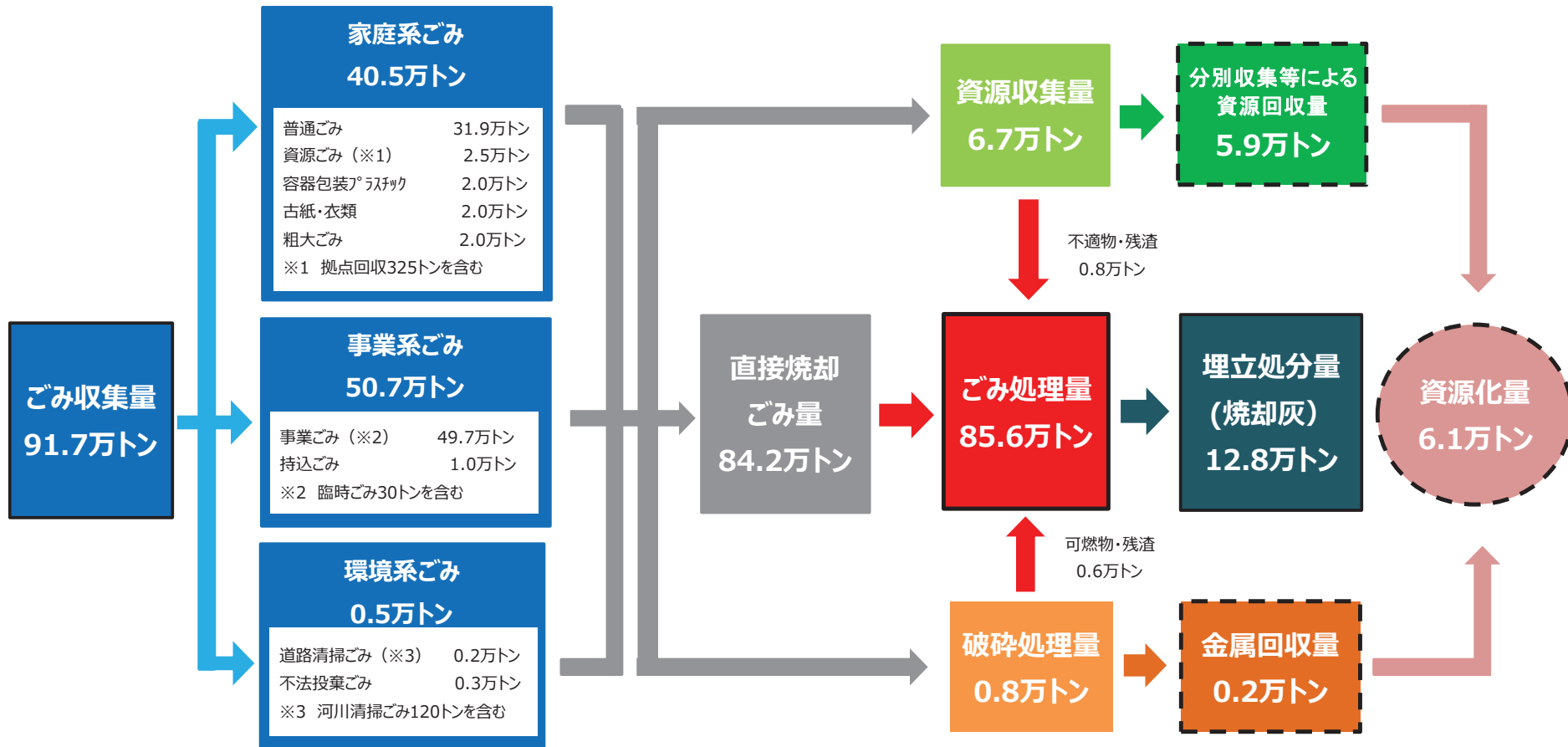
- アジア諸都市等の3Rと適正処理を支援するための都市間協力の推進 など

2 令和3年度のごみ量（処理量の推移）



家庭系ごみは、令和3年度までほぼ横ばいで推移してきたが、4年度（見込）は減少傾向にある。事業系ごみは、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕著に減少したものの、4年度（見込）では増加に転じている。

2 令和3年度のごみ量（ごみ処理の流れ）



《ごみ収集量》

家庭や事業所から発生するごみのうち資源集団回収量や店頭回収量などを除き、市の処理施設等へ搬入されたごみ量です。

《ごみ処理量》

ごみ収集量から資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）や容器包装プラスチック、古紙・衣類など市が収集後に資源化した量と、粗大ごみの処理工程において回収した金属類を資源化した量を除いたものであり、焼却処理した量です。

《埋立処分量》

ごみ処理量から焼却により焼却灰になったものを埋め立てた量です。

2 令和3年度のごみ量（収集・処分・資源化実績）

令和3年度のごみ量（収集・処分・資源化実績）

ごみ収集量・搬入量 (単位：トン)

区分	①3年度実績
家庭系ごみ	404,687
普通ごみ	319,306
資源ごみ（拠点回収含む）	25,084
容器包装プラスチック	20,418
古紙	17,692
衣類	2,561
粗大ごみ	19,626
事業系ごみ	507,623
業者収集（資源・容プラ含む）	497,437
一般搬入等	10,186
環境系ごみ	4,863
計	917,173

ごみ処理量（焼却処理量） (単位：トン)

区分	①3年度実績
家庭系ごみ	345,407
事業系ごみ	506,223
環境系ごみ	4,863
計	856,493

資源化量 (単位：トン)

区分	①3年度実績
家庭系ごみ	59,280
事業系ごみ	1,400
環境系ごみ	0
計	60,680

【参考】 (単位：トン)

②2年度実績	①-②	増減率	③30年度実績	①-③
410,887	▲6,200	▲1.5%	412,024	▲7,337
325,754	▲6,448	▲2.0%	332,542	▲13,236
25,632	▲548	▲2.1%	24,443	641
20,206	212	1.0%	19,026	1,392
17,177	515	3.0%	17,677	15
2,241	320	14.3%	2,240	321
19,877	▲251	▲1.3%	16,096	3,530
499,045	8,578	1.7%	572,954	▲65,331
487,776	9,661	2.0%	559,998	▲62,561
11,269	▲1,083	▲9.6%	12,956	▲2,770
5,743	▲880	▲15.3%	8,358	▲3,495
915,675	1,498	0.2%	993,336	▲76,163

【参考】 (単位：トン)

②2年度実績	①-②	増減率	③30年度実績	①-③
351,512	▲6,105	▲1.7%	353,959	▲8,552
497,500	8,723	1.8%	571,431	▲65,208
5,743	▲880	▲15.3%	8,358	▲3,495
854,755	1,738	0.2%	933,748	▲77,255

【参考】 (単位：トン)

②2年度実績	①-②	増減率	16096	①-③
59,374	▲94	▲0.2%	58,064	1,216
1,545	▲145	▲9.4%	1,524	▲124
0	0	—	0	0
60,919	▲239	▲0.4%	59,588	1,092

家庭系ごみは令和2年度との比較、新型コロナウイルス感染症拡大以前との比較ともに減少している。
事業系ごみはコロナ以前と比較すると大きく減少しているものの、令和2年度と比較すると増加している。

3 ごみ減量の進捗状況

○現行基本計画改定時（令和2年3月）の主な減量内訳と進捗

平成30年度（基準年度）と令和3年度実績の比較

家庭系	減量目標	進捗状況	進捗率	目標との差
食品ロス削減の取り組み	▲0.9万トン	0.4万トン増	-44.4%	1.3万トン
大阪エコバッグ運動などプラ削減	▲0.6万トン	▲0.49万トン	81.7%	0.11万トン

事業系	減量目標	進捗状況※1	進捗率	目標との差
食品ロス削減の取り組み（大規模）	▲0.8万トン	▲2.2万トン	275%	-1.4万トン
食品ロス削減の取り組み（中小）	▲1.4万トン	—	—	—
適正排出の取り組み【産廃】（大規模）	▲0.2万トン	▲0.9万トン	450%	-0.7万トン
適正排出の取り組み【産廃】（中小）	▲0.8万トン	—	—	—
適正排出の取り組み【紙類】（大規模）	▲0.5万トン	0.6万トン増	-120%	1.1万トン
適正排出の取り組み【紙類】（中小）	▲0.4万トン	—	—	—

※1 事業系の進捗状況は大規模事業所のデータのみ掲載（中小規模事業者の調査は令和4年度実施予定）

食品ロスについては家庭系で増加し、事業系では減少しているが、調査※2によると新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて「自宅で食事を食べる回数」、「自宅で料理を作る回数」が増えたと回答した割合が高く、このことが影響していると考えられる。

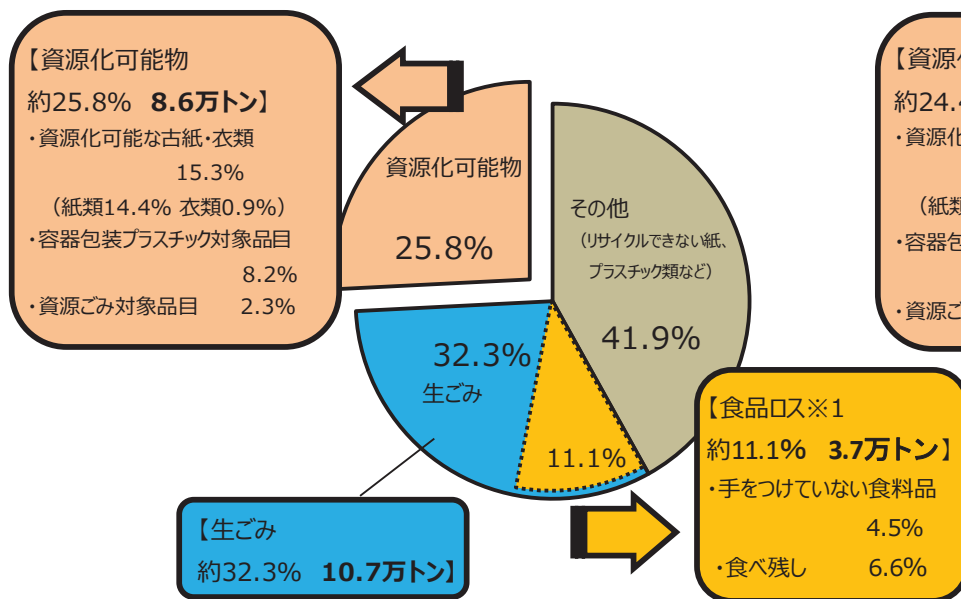
また、今後は「インバウンド」の増加が見込まれることから、引き続き事業系食品ロスの発生量を注視する必要がある。

※2 農林水産省 令和2年度「食育に関する意識調査」

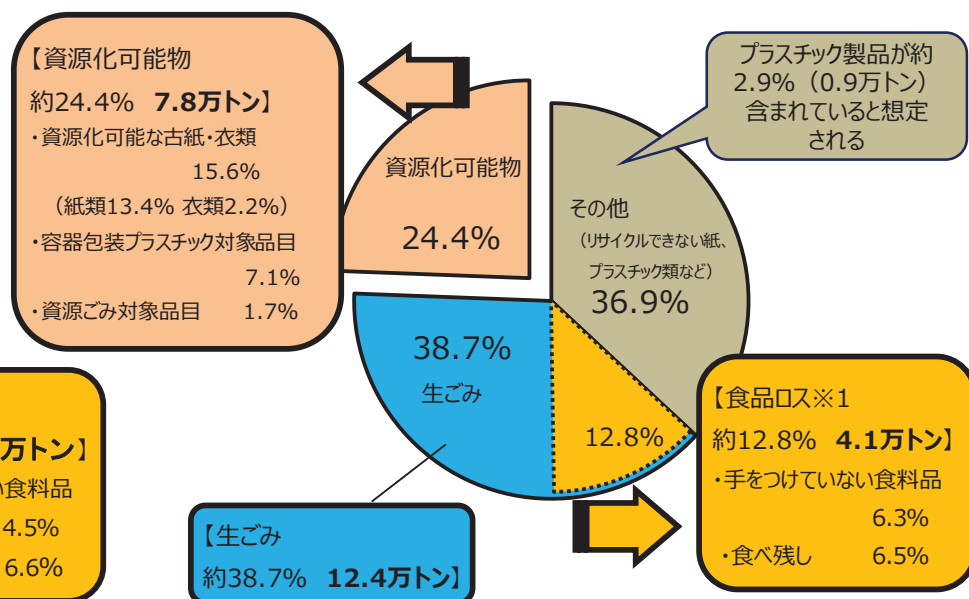
4 ごみの組成の変化

普通ごみの組成【一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析結果より】

平成30年度 家庭系ごみ（普通ごみ）の内訳



令和3年度 家庭系ごみ（普通ごみ）の内訳



※1 食品ロス：本来食べられるのに捨てられる食品（食べ残し等）

- 普通ごみに含まれる資源化可能物は減少しているが、依然として全体の約1/4の割合を占めている。
→ 引き続きわかりやすい啓発やプラスチックごみ削減に向けた取組みが必要。
- 生ごみは排出量、割合ともに増加している。そのうち食品ロスは生ごみの増加よりも緩やかだが増加傾向にある。
→ 引き続き、フードドライブ※2活動の展開や賞味期限についての正しい理解の促進など、さらなる削減に向けた取組みの継続が必要。

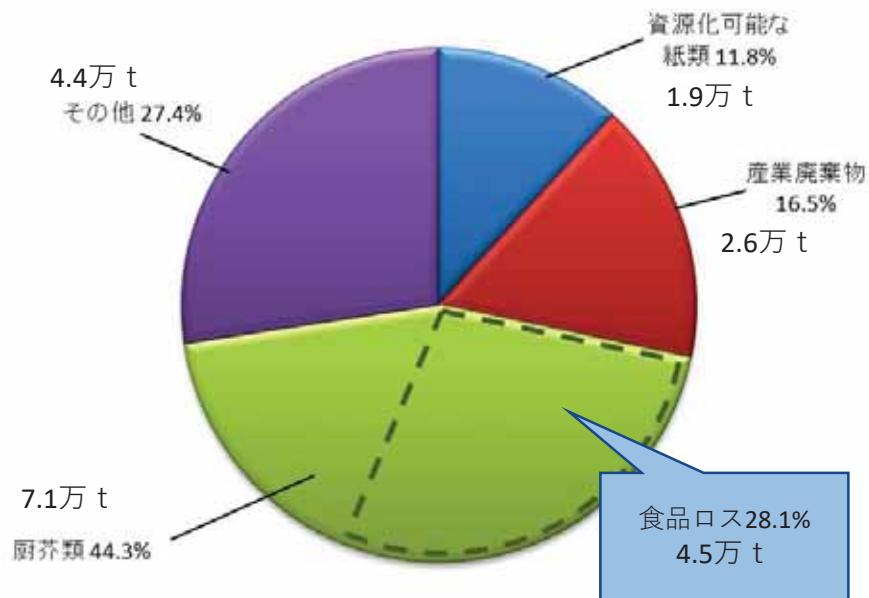
※2 フードドライブ：余っている食品を持ち寄り、社会福祉施設等に譲渡する活動

4 ごみの組成の変化

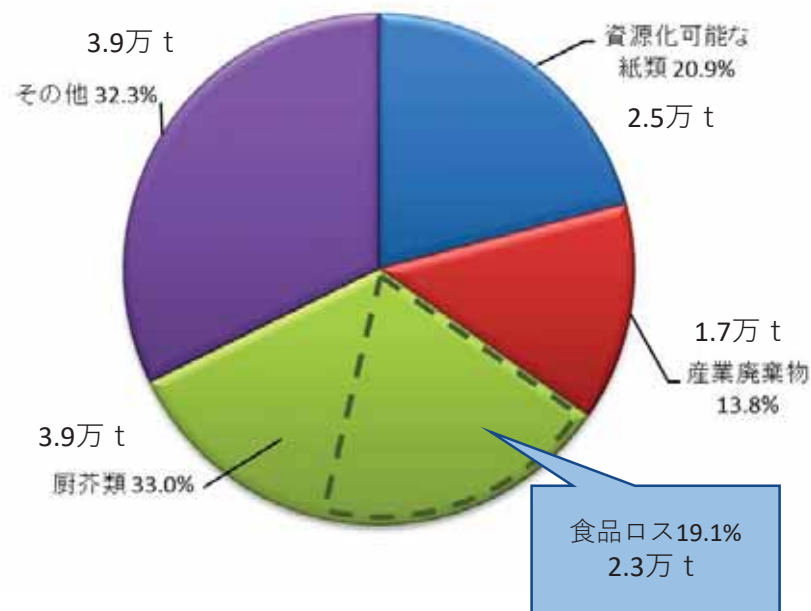
事業系ごみ(大規模事業所※)の組成【事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計】

※大規模事業所：市条例等で定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（延床面積等により規定）

組成率と推計量（H29）
推計総量16.0万 t



組成率と推計量（R3）
推計総量12.0万 t



上記データを比較・分析するにあたっては、R3データがコロナ禍中であったことを考慮する必要があるものの、実態として資源化可能な紙類が増えていると推計されることから、リサイクルルートへの誘導をより一層進める必要がある。

※推計総量はH29はH28年度の減量計画書、R3はR2年度の減量計画書を基準としている。

※事業系ごみの排出実態調査については、「特定建築物（大規模事業所）、排出月量5トン未満の許可業者収集、許可業者が収集するアパート・マンション」を3年ごとに実施。

5 これまでの取組状況

(家庭系ごみ)

新たなペットボトル回収

- 家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ（地域活動協議会・連合振興町会）と参画事業者が連携協働して回収する「新たなペットボトル回収」に取り組んでいる
- 分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収することで、国内におけるマテリアルリサイクル（ボトルtoボトル等）を促進し、プラスチックの資源循環を推進するため、区役所と連携して、令和7年度末までに全地域での実施をめざす
- 実施地域は令和4年12月末現在104地域（約32%）※令和3年度末79地域（約24%）
- 地域と連携して回収する参画事業者は令和4年12月末現在7社が参画
- 令和3年度回収実績 651,895kg（全市資源化量の8.8%）

エコバッグ運動

- 急な買い物時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を推進
- 事業者・市民団体とレジ袋削減に向けた協定を締結（締結事業者数4年12月末現在16事業者）
- 令和3年度締結事業者での辞退率 79.3%

5 これまでの取組状況

(家庭系ごみ)

フードドライブ

- ・「食品ロス」削減の取組の一つとして、ご家庭で余った食品を回収して、福祉団体や生活支援を必要とする個人等に無償譲渡する「フードドライブ」の取組を推進
- ・フードドライブ回収事業者の募集（5年1月10日現在53施設で受付実施）
- ・区役所と連携して24区すべてでフードドライブの受付実施をめざす（現在18区役所で実施）
- ・フードドライブ連携事業者の拡大を目指す（5年1月10日現在2団体）
- ・令和3年度回収実績 4,659kg

粗大ごみのリユース（再使用）への誘導の取組み

- ・令和4年10月31日、リユース活動の促進をはじめとする循環型社会形成に向けた取組として、(株)ジモティー・(株)マーケットエンタープライズ（おいくら）と事業連携協定を締結
- ・粗大ごみにおける連携内容については、次のとおり
 - ・本市環境局ホームページに、各社が運営するサービスのリンク先URLを掲載
 - ・粗大ごみ収集受付システム「お知らせ」にリンク先URLを掲載
 - ・環境局SNS等（Facebook、Twitter、LINE、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」）での情報発信
 - ・年未年始ごみ収集案内ビラへの掲載
 - ・ごみ減量啓発イベントでのPR（ポスター掲示）
- ・令和4年11～12月の実績（市HPからのPV数）
 - ・ジモティー：0.8万件
 - ・おいくら：1.1万件（うち一括査定依頼件数 約700件）

5 これまでの取組状況

(事業系ごみ)

大規模事業所への立入検査

- ・廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているか、本市職員が特定建築物に対し立入検査を行い、必要な指導や助言を実施
- ・市内4,257件(R4登録件数)の大規模事業所に対し、原則2年に一度の立入検査を実施(R4予定件数：2,637件)
- ・主な確認・指導のポイントは次の通り
 - 「一般廃棄物・産業廃棄物の処理委託契約状況、分別・保管状況」「ペーパーレス化に向けた取組状況」
 - 「再資源化対象物の分別・リサイクル状況」「再生紙・再生品の使用状況」
 - 「廃棄物管理責任者の活動（普及・啓発等）状況」

「食品ロス」対策の推進

- ・「食べ残しゼロ」に資する取組み等を行う飲食店等を「食べ残しゼロ推進店」として登録する「大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度」の実施（登録店舗数：令和3年度末時点125店舗⇒令和4年10月末時点145店舗）
- ・「食べ残しゼロ推進店」拡大に向けて、YouTubeに事業説明・登録手続きについての紹介動画を掲載
- ・「ミーツ・リージョナル」（株式会社京阪神エルマガジン社 発行の月刊誌）の誌面で、「食品ロス削減」にかかる本市施策のPR

ドギーバッグの普及促進

- ・食べきれなかった料理を持ち帰るドギーバッグの普及促進
（令和3年度実施のアンケート調査では、「食品ロス」という言葉の認知度は98%を超えたが、「ドギーバッグ」の認知度は約20%だった。）

6 更なるごみ減量施策の推進について

プラスチック一括回収について

(経過)

気候変動問題等の解決に貢献するプラスチックごみの排出削減とリサイクル促進を目的として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という）」施行。

これまでは、プラスチック製容器包装は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集、リサイクル（再商品化）が進められてきたが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等（大阪市では「普通ごみ」）として収集、焼却処分。

⇒プラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みを設定。

(本市の対応)

プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物の一括回収を目指す。

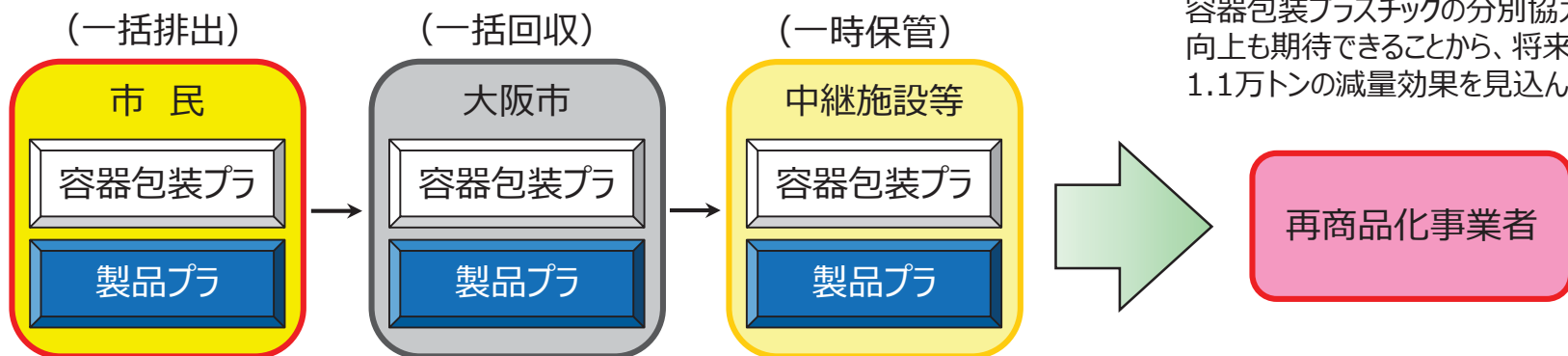
プラスチック製容器包装の対象物が市民にとって判りづらいとの声もあったことから、プラスチック製の廃棄物を一括で回収することにより、対象物が安易に判別することができ、分別協力率が上昇することが期待できる。

6 更なるごみ減量施策の推進について

プラスチック一括回収について

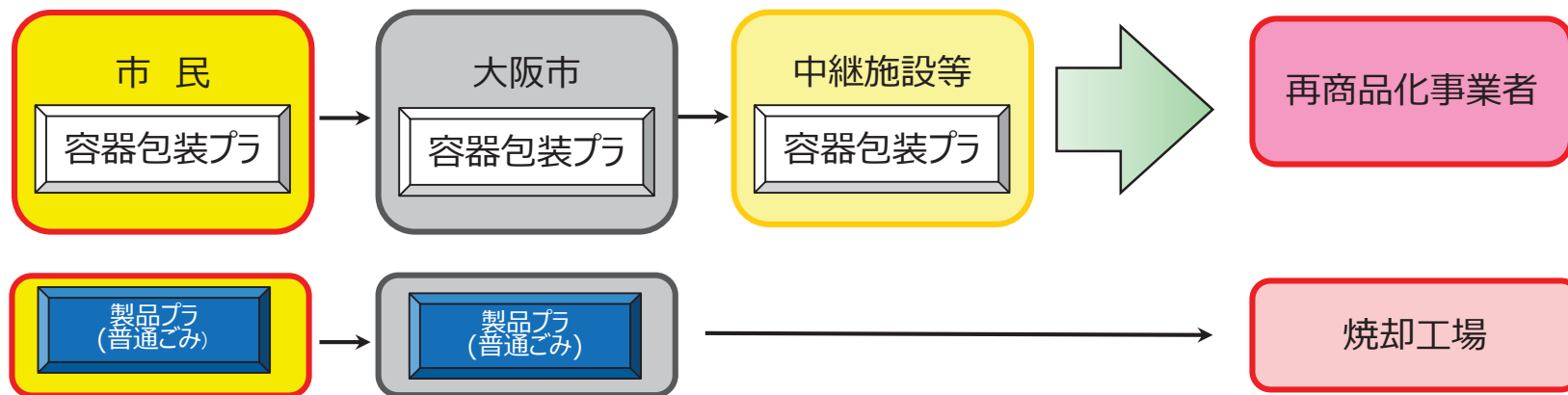
容器包装プラ：プラスチック製容器包装
製品プラ：プラスチック使用製品廃棄物

○プラスチック一括回収の想定イメージ



製品プラを一括回収することによって、容器包装プラスチックの分別協力率の向上も期待できることから、将来的には1.1万トンの減量効果を見込んでいる。

○現状



6 更なるごみ減量施策の推進について

プラスチック一括回収について

<製品プラの分別基準>

法第31条等に基づき、**市区町村が分別の基準を定める**

分別の基準において分別収集物に**含めてはいけないもの**

- (1) 汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物
(食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたもの)
- (2) 他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの
 - ① ペットボトル（飲料、しょうゆ等）が廃棄物となったもの
 - ② 使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの
 - ③ 一辺の長さが 50cm 以上のもの
- (3) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
 - ① 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの
 - ア リチウムイオン蓄電池を使用する機器
 - イ ライター、スプレーなど
 - ② 人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの
 - ③ その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
(危険物) カッター、包丁、安全カミソリ等
(その他) 厚みのあるもの、炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック等

(プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きより)

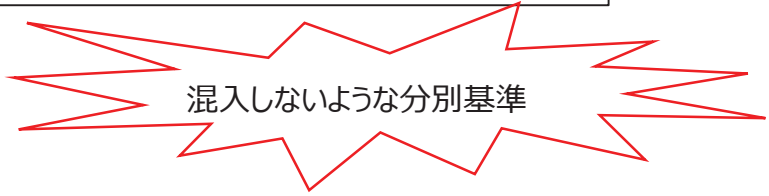
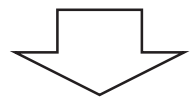
6 更なるごみ減量施策の推進について

プラスチック一括回収について

近年、リチウムイオン電池単体やリチウムイオン電池が内蔵された小型家電等が混入され、ごみ収集車やリサイクル工場での火災が頻発している

分別の基準において分別収集物に含めてはいけないもの
(3) ①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの
ア リチウムイオン蓄電池を使用する機器

製品プラのイメージ



見た目がプラスチックでできているもの

このイメージのままでは、危険物が混入してしまう！

また、分別基準で何が対象物であるか、市民にわかりやすくする必要がる



市民が分別する際の判断基準の明確化が必要



6 更なるごみ減量施策の推進について

普通ごみの残置強化

- 依然として普通ごみの中に、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれており、組成割合として約25%と高い割合で推移しており、さらなる分別排出の徹底が必要
- 分別排出の促進に向けて、引き続き啓発・指導を行いながら、普通ごみに資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類が混入している場合の残置を強化

(現在の残置基準「平成25年7月31日制定 家庭系ごみの残置に係る作業手順書」)

- ・資源ごみ対象品目（缶、びん、ペットボトル、金属製の生活用品）が合わせて複数個が混入されている場合
- ・容器包装プラスチック、その他が、ごみ袋全体に占める割合（嵩＝容積）で2割以上含まれている場合
- ・ごみを包むなど他用途で使用されていない新聞（折込チラシ・段ボール・紙パック・雑誌が、合わせて複数部（枚・個・冊）混入されている場合
- ・油を染み込ませるなど他用途で使用されていない衣類が複数枚混入されている場合

プラスチック一括回収に合わせ、残置基準の見直しと普通ごみの残置をさらに強化

6 更なるごみ減量施策の推進について

生ごみ削減に向けたコンポスの活用

◎平成12年10月から1年間、生ごみ処理機のモニター事業を実施

◎大阪市廃棄物減量等推進審議会での議論経過

・平成20年11月7日 諮問

「他都市の事例を参考に、生ごみ処理機・コンポスト容器の購入助成制度の創設を検討する。」

・平成21年1月22日 答申

「生ごみ処理機やコンポスト容器等については、電気の消費による環境への負荷や臭気などの問題があり、ごみの減量効果もあまり期待できない。また、大阪市域の特性により生成物（堆肥）の利用も難しいことから、購入助成制度の創設については避けるべきであるとする。それよりも、生ごみの中には手付かずの食品も多く含まれており、こうした現状を市民に分かりやすく周知するとともに、「食べられるものは捨てない」などの発生抑制の観点からの指導・啓発を徹底して行うべきである。」



これまで、各種啓発、フードドライブ活動の推進などにより食品ロス削減を進めてきたが、モニター事業の実施から20年以上が経過し、電気式のコンポスト以外にも様々な様式のコンポストが開発されていることから改めて研究が必要

※「小型コンポスト」によるモニター調査を実施予定

6 更なるごみ減量施策の推進について

大規模建築物へのごみ減量指導

事業系ごみの減量には、事業者の理解と協力が不可欠であることから、引き続き、排出事業者指導を通じて事業系ごみの減量推進及び適正処理に積極的に取り組む。

更なる減量指導のため、DXを推進し排出事業者及び当局の事務の効率化・迅速化を高め、よりきめ細やかな指導が出来る環境を整える。

具体的には、現在約2,500件/年の立入物件のうち、適切な分別処理等ができていない排出事業者への重点的な指導を行う。（立入検査結果下位物件に対する指導強化等（毎年検査や複数回/1年とする。））

○ 具体的な取り組み（例）（次の取組み等により、排出事業者に対する調査・指導等時間を確保。）

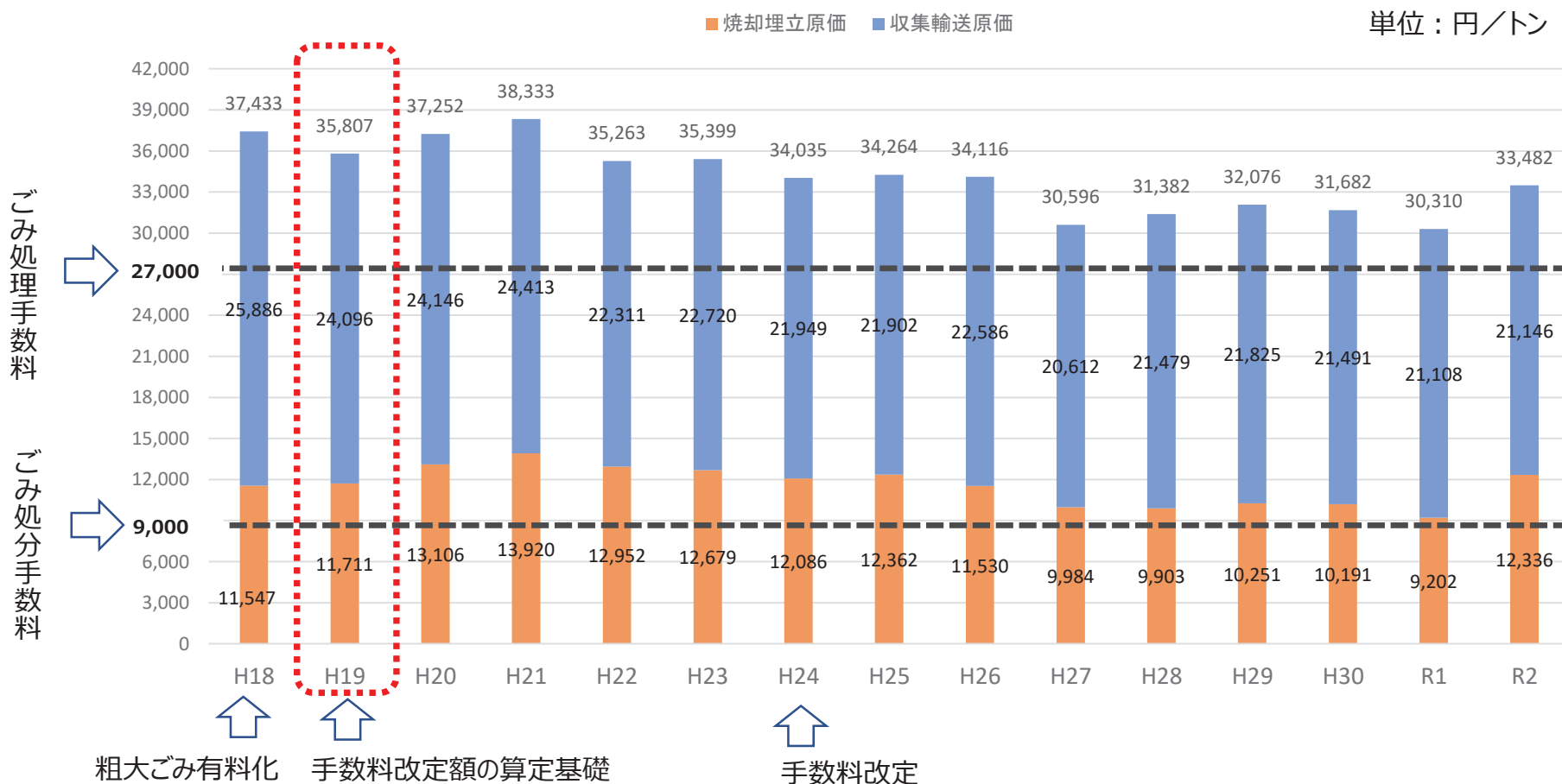
- ・ 排出事業者の事務の効率化・ペーパーレス化（システム改修による行政オンラインシステムの有効利用）
従来郵送していた立入通知や結果通知、講習案内、照会・回答等について、データ（メール）へ移行し、排出事業者の事務の効率化等及び紙類の削減を図る。（履歴データの送信等。）
- ・ 事務の効率化・迅速化（減量計画書の自動取込み）
排出事業者から毎年提出される減量計画書（約4,300件）データについて、事業者提出データを直接かつ自動的に取込むなど、システム改修を行い、事務作業等の効率化・迅速化を図る。
- ・ タブレット端末導入（事務効率化・ペーパーレス化）
タブレット端末の導入により、立入検査時のペーパーレス化と、現場でのシステム入力による事務の効率化。

(参考資料) 経済的手法を用いた減量施策

【ごみ処理原価の推移（普通ごみ）】

◇ごみ処理原価は、直近の5年平均で、31,786円/トン（収集輸送原価 21,410円/トン 焼却埋立原価10,377円/トン）

◇手数料改定基準年度から比較して、▲11%の低下

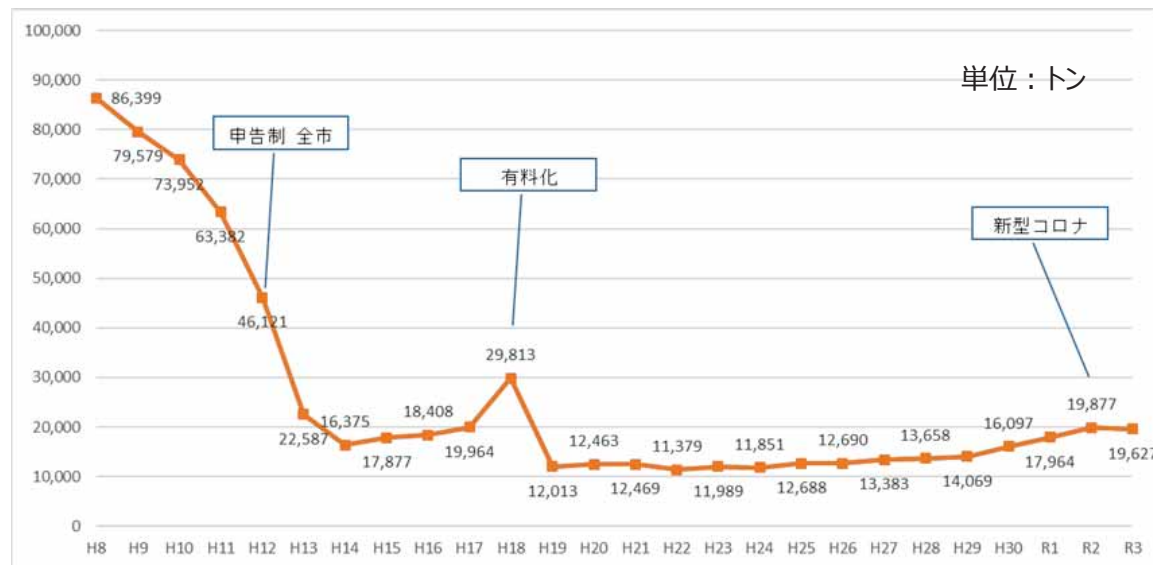


(参考資料) 経済的手法を用いた減量施策

【粗大ごみ手数料の改定】

(1) 現 状

- ◇ 平成12年10月に申告制を全市実施した以降、大きく減少
- ◇ 平成14年度から増加に転じ、平成18年10月の有料化実施直前には、前倒しで排出された影響で前年度の1.5倍にまで上昇
- ◇ 平成19年度から平成25年度までの8年間はほぼ横ばいで推移したが、平成26年度から徐々に増加し始め、令和2年度は有料化前の水準まで上昇
- ◇ 有料化実施後15年が経過し、料金設定の品目が現状に合わないものが出てきている。(例えば、テーブルやソファなど)



(2) 他都市（政令市）の状況

- ◇ 一部料金を改定した市 1市（神戸市 令和3年7月よりダンプトラックで収集する必要があるものに限り改定）
- ◇ 手数料見直しを検討している市 2市（川崎市、相模原市）
- ◇ 検討はしている（した）ものの見直しには至っていない市 6市（札幌市、横浜市、京都市、堺市、北九州市、熊本市）
- ◇ 検討は行っていない 9市（仙台市、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、名古屋市、岡山市、広島市、福岡市）
（静岡市は家庭系粗大ごみは無料）

(3) 方向性

- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見定めつつ、今後のごみ量の状況や経済状況を見極めながら、「物の性状の変化」をふまえて手数料区分の見直しの検討が必要

(参考資料) 経済的手法を用いた減量施策

【家庭系ごみの有料化】

(1) 現状

- ◇ 国においては、家庭系ごみ有料化の推進を図るべきとされている。
 - ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」など
- ◇ 本市の考え方（一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）より抜粋）
 - ・今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討します。
- ◇ 本市廃棄物減量等推進審議会でのご意見（第65回 審議会（令和2年9月3日）会議要旨より抜粋）
 - ・家庭系ごみ収集への経済的手法の導入の是非の前に、市が行ってきた家庭系ごみの減量施策について、これまでの効果検証が必要ではないか。
 - ・経済的手法を導入すると、一時的には排出抑制に動くだろうが、長期的に考えると、なぜごみの減量や資源化が大事かということを理解することが非常に重要であり、イベントだけではなく、学校教育を通じて啓発することが必要ではないか。

(2) 他都市（政令市）の状況

- ◇ 9都市が実施
札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、京都市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
- ◇ 11都市（大阪市を含む）が未実施
現在、実施の有無を含めて検討中 ⇒ 横浜市、浜松市、堺市、広島市
特に検討していない ⇒ 名古屋市、川崎市
検討したが当面は実施しない予定 ⇒ さいたま市、相模原市、静岡市、神戸市

(3) 方向性

- ◇ 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに必要に応じて検討していく。